

令和7年度 あわらし学校給食センター運営委員会

日時 令和7年9月2日（火）

14時30分～

場所 あわらし学校給食センター

1F 食育スタジオ研修室

1 開 会

2 会長・副会長の選任

3 協議事項

(1) 令和7年度学校給食関係補正予算について

(2) 残食について

(3) し好等調査アンケート結果報告

(4) 献立検討

(5) その他

4 閉 会



あわらし学校給食センター運営委員会委員名列

任期：令和7年4月1日～令和9年3月31日

	氏 名	区 分	職 名（所 属）	備 考
1	小 坂 邦 栄	教育委員会の委員	あわらし教育委員	
2	田 中 月 子	小中学校の長	北潟小学校校長	
3	安 田 英 雅	教育委員会が必要と認めた者	本荘小学校教頭	
4	長 田 奈 津 子	学校のPTA会員	芦原中学校PTA役員	
5	麻 王 俊 和		芦原中学校PTA役員	
6	西 田 佳 央		伊井小学校PTA役員	
7	角 田 千 津 恵		伊井小学校PTA役員	
8	山 本 紹 央	市長事務局の職員	経済産業部 農林水産課長	
9	田 畑 あ した	教育委員会が必要と認めた者	養護教諭部会代表	金津東小
10	炭 谷 美 央		学校給食部会代表	北潟小
11	古 市 利 明		保健安全部会代表	伊井小
12	山 下 綱 章		教育委員会 教育部長	

委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 教育委員会の委員
- (2) あわらし市学校条例（平成16年あわらし市条例第118号。以下「条例」という。）第2条に規定する小中学校の
- (3) 条例第2条に規定する学校のPTA会員
- (4) 市長事務局の職員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めた者

2 「アレルギー対応検討委員」兼務

(1) 令和7年度学校給食関係補正予算について

5月補正予算

単位：千円

科目	10 教育費	5 保健体育費	4 学校給食費	5 総務課学校給食センター
事業	5 給食センター給食事業経費	1 政策	学校給食費	給食センター給食事業 予算書
総合計画	施策の柱	教育 (action 3)		新規
	基本施策	学校教育の充実		拡充
	施策の方針	教育環境の整備		HEECE
	事務事業	学校給食の充実		
事業費	補正前	169,011	補正	1,213 補正後 + 170,224
財源内訳	国	0 県	1,058 市債	0 他 155 一財 0
補正理由	県新規事業「ふくいの食育推進事業」を実施し、児童生徒へのさらなる食育の推進を図るため、所要額を補正計上する。 ※常任委員会資料あり			
事業内容	原材料費	1,213		
	原材料費	169,011 → 170,224		
	「地場産プラスチック給食」の実施に対し、児童生徒1人当たり1食100円、年間600円を上限に県補助あり（教職員等は対象外） ・小中学生分（1,762人） 1,058 ・教職員・センター職員分（259人） 155			
特定財源	分 県 諸	135 1,058 20		
	給食費負担金（現年度分）			
	ふくいの食育推進事業補助金			
	給食試食代			

9月補正予算（案）

単位：千円

科目	10 教育費	5 保健体育費	4 学校給食費	5 給食センター給食事業経費	1 政策	学校給食費	給食センター給食事業	学校給食センター
事業	5 給食センター給食事業経費	1 政策	学校給食費	給食センター給食事業	予算書	新規		19
総合計画	施策の柱	教育 (action 3)				拡充		
	基本施策	学校教育の充実						○
	施策の方針	教育環境の整備						
	事務事業	学校給食の充実						
事業費	補正前	170,224	補正	5,500	補正後	+ 175,724		
財源内訳	国	9,180 県	0 市債	0 他	-9,180 一財	5,500		
補正理由	10月からの小学生給食費無償化に伴う財源更正を行うとともに、炊飯機等の不具合修繕に係る設備修繕料に不足が生じているため、所要額を補正計上する。 ※常任委員会資料あり							
事業内容	需用費	修繕料	5,500					
	財源更正	給食費負担金						
	小学校低学年	2,250円×557人×6か月=7,519,500円						
	小学校高学年	2,400円×590人×6か月=8,496,000円						
	財源更正額	小学校低学年+小学校高学年=16,000,000円						
	ふるとあわらサポート基金繰入金及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当							
需用費	設備修繕料 (3,500 → 9,000)	5,500						
	連続炊飯器修繕	5,080						
	自動水圧洗米機修繕	420						
特定財源	分 国 繰	給食費負担金（現年度分）	-16,000					
	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交	9,180						
	ふるとあわらサポート基金繰入金	6,820						

2 地場産プラスワン給食の実施について

【教育総務課学校給食センター】

1 事業概要

【目的】 県新規事業「ふくいの食育推進事業補助金」を活用し、通常の給食に地場産食材を用いた副食（おかず、デザート）を1品追加する「地場産プラスワン給食」を実施することにより、それらを教材として地域の自然、歴史、文化、伝統行事、産業を学ぶ「食育」を行う。

【補助率】 定額

【補助上限額】 児童生徒一人あたり 600円/年、100円/食

【対象】 公立小中学校の児童生徒 ※教職員は対象外

【補助対象経費】 「地場産プラスワン給食」の実施にかかる経費

【補助要件】 ・市においても「地場産プラスワン給食」の実施数と同回数の地場産給食による食育を実施していること。

・プラスワン食材を除いた状態で、1日あたりの食材費の目安となる額（以下、「基準食材費」という）を上回っていること。（基準食材費＝保護者負担額＋市補助額）

2 予算額

【歳出】 学校給食事業経費・原材料費

（単位：円）

【歳入】

（単位：円）

区分	人数	プラスワン 食材費	回数	事業費		区分	金額
小学1～3年	557	100	6	334,200	⇒	県補助金	1,057,200
小学4～6年	590	100	6	354,000			
中学生	615	100	6	369,000			
教職員	225	100	6	135,000	⇒	給食費負担金	135,000
給食センター 職員	34	100	6	20,400	⇒	雑入	20,400

1,212,600

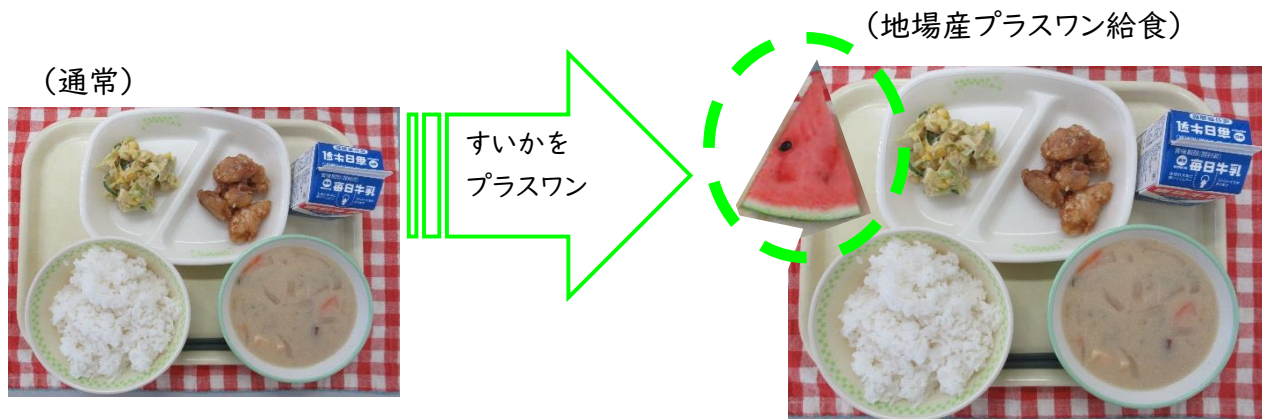
1,212,600

3 地場産プラスワン給食献立（例）

【使用食材の一例】

あわら市産・・・マルセイユメロン、すいか、梨、越のルビー、さつまいも他

福井県産・・・スズキ、シイラ、甘えび他



2 給食費負担金（小学生分）の無償化による財源更正について

【教育総務課学校給食センター】

【概要】 さらなる少子化対策の一環として、子育て世帯に対する経済的負担の軽減を図るため、令和6年10月分から実施している中学生に加え、令和7年10月分より小学生の学校給食費を全額無償化することとし、これに伴う財源の更正を行う。

(1) 給食費保護者負担額・市支援額

9月補正前（11か月）					4～9月（5か月）					9月補正後10～3月（6か月）					9月補正後年間				
区分	人数	給食費 (月額)	市支援月額	市支援年額	月数	保護者 負担月額	市支援月額	保護者 負担月額	市支援月額	月数	保護者 負担月額	市支援月額	保護者 負担月額	市支援月額	市支援総額	保護者 負担総額	市支援総額	保護者 負担総額	市支援総額
小学低学年	557	5,000	2,750	16,849,250円	11	2,250	2,250	2,750	7,658,750円	6	5,000	16,710,000円	0	0円	24,368,750円	6,266,250円	27,966,000円	7,080,000円	39,237,000円
小学高学年	590	5,400	3,000	19,470,000円	11	2,400	2,400	3,000	8,850,000円	6	5,400	19,116,000円	0	0円	27,966,000円	7,080,000円	39,237,000円	7,080,000円	39,237,000円
中学生	615	5,800	5,800	39,237,000円	11	0	0	5,800	17,835,000円	6	5,800	21,402,000円	0	0円	39,237,000円	0円	91,571,750円	13,346,250円	13,346,250円
市支援総額					市支援総額					市支援総額					市支援総額				
保護者負担総額					保護者負担総額					保護者負担総額					保護者負担総額				
75,556,250円					34,343,750円					57,228,000円					91,571,750円				
29,361,750円					13,346,250円					0円					13,346,250円				

※月数は、4月～3月の12か月のうち8月分を除いた月数

※月数は、8月分を除いた月数

保護者負担

減額 16,015,500円

【財源更正】

(2) 給食費負担金

給食費負担金 歳入減 16,000,000円

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 9,180,000円

ふるさとあわらサポート基金繰入金 6,820,000円

合 計 16,000,000円

9月補正後 給食費負担金				予 算 額	
区 分					
負担 修正 前	小学生	29,361千円			
	中学生	0千円	43,851千円		
	教職員	14,490千円			
9月補正				△ 16,000千円	
合 計				27,851千円	

3 修繕料の不足について

【概要】 自動水圧洗米機や連続炊飯機などに予定外の不具合が発生したことから、予算に不足が生じたため所要額を補正計上する。

当初予算 修繕料

給食センター管理経費	施設修繕料	28,000千円
給食センター給食事業経費	設備修繕料	3,500千円
合 計		31,500千円

〃

執行済み・執行予定

空冷チラー（冷温水ポンプ等）修繕	8,184千円
排気ファン（モーター7台等）修繕	9,900千円
パッケージエアコン（圧縮機等）修繕	1,749千円
排気ファンインバーター修繕	1,815千円
防排煙制御設備予備電池取替え修繕	187千円
プレハブ冷蔵庫修繕（電磁弁等）	169千円
コンテナプール自動ドア修繕	341千円
冷凍・冷蔵庫ファンモーター修繕	150千円
厨房設備修繕（真空冷却機・回転釜等）	2,607千円
入荷室等防虫ブラシ交換他	260千円
自動水圧洗米機修繕	420千円
連続炊飯機ヒーター修繕（Aゾーン）	3,080千円
連続炊飯機ヒーター修繕（Bゾーン）	2,000千円
ビニールシヤッター交換	3,608千円
給湯ポンプ（80℃系）交換	2,530千円
合 計	37,000千円

不足額
△5,500千円



連続炊飯機ヒーター修繕（A・Bゾーン）

炊飯機は、それぞれ21本の電気ヒーターが設置されたA～Dの4ゾーンの中を炊飯釜が流れる仕組みとなっている。設置より11年が経過しており、電気ヒーターの経年劣化による断線が発生し、炊飯がストップする状況が生じている。

現在はAゾーンで電気ヒーター4本が断線しており、温度不足により炊き上がりが安定しない状態である。また、Bゾーンも高温箇所であることから、Aゾーン同様に新たな箇所が断線が発生する可能性が高いため、A、Bゾーンの電気ヒーターを交換する修繕である。

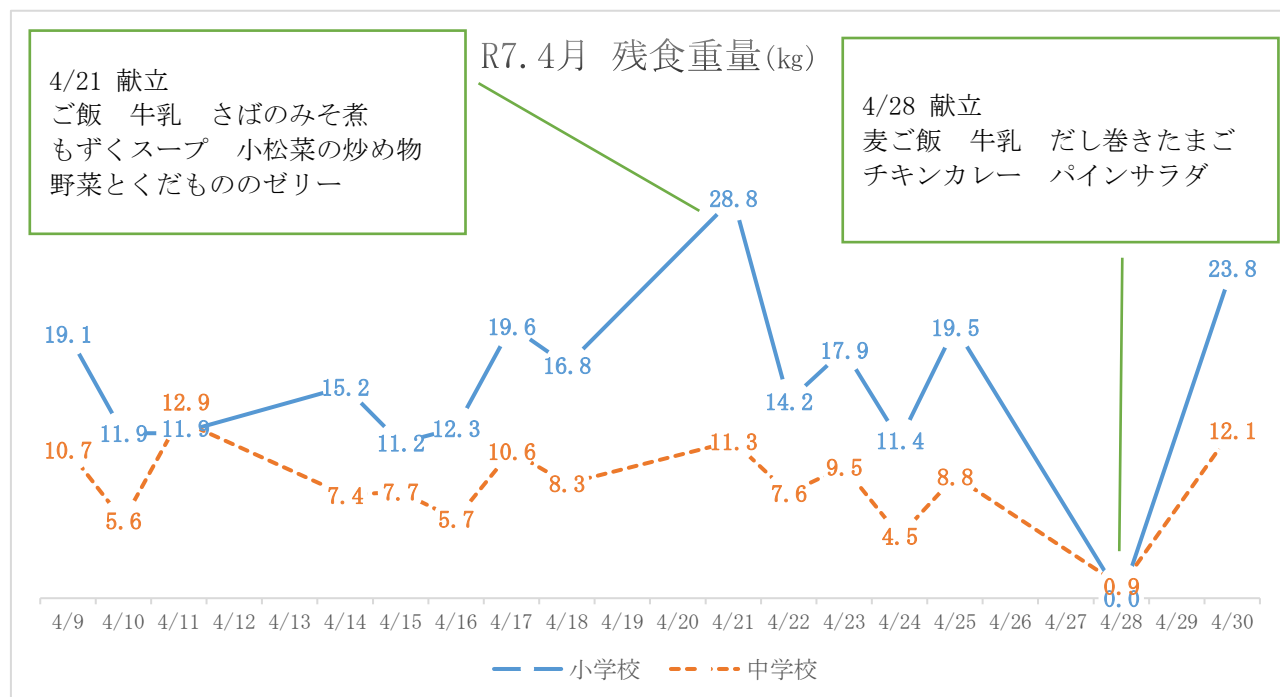
- Aゾーン 電気ヒーター21本交換
リレースイッチ交換 3,080,000円（税込み）
- Bゾーン 電気ヒーター21本交換 2,000,000円（税込み）

補正後 修繕料

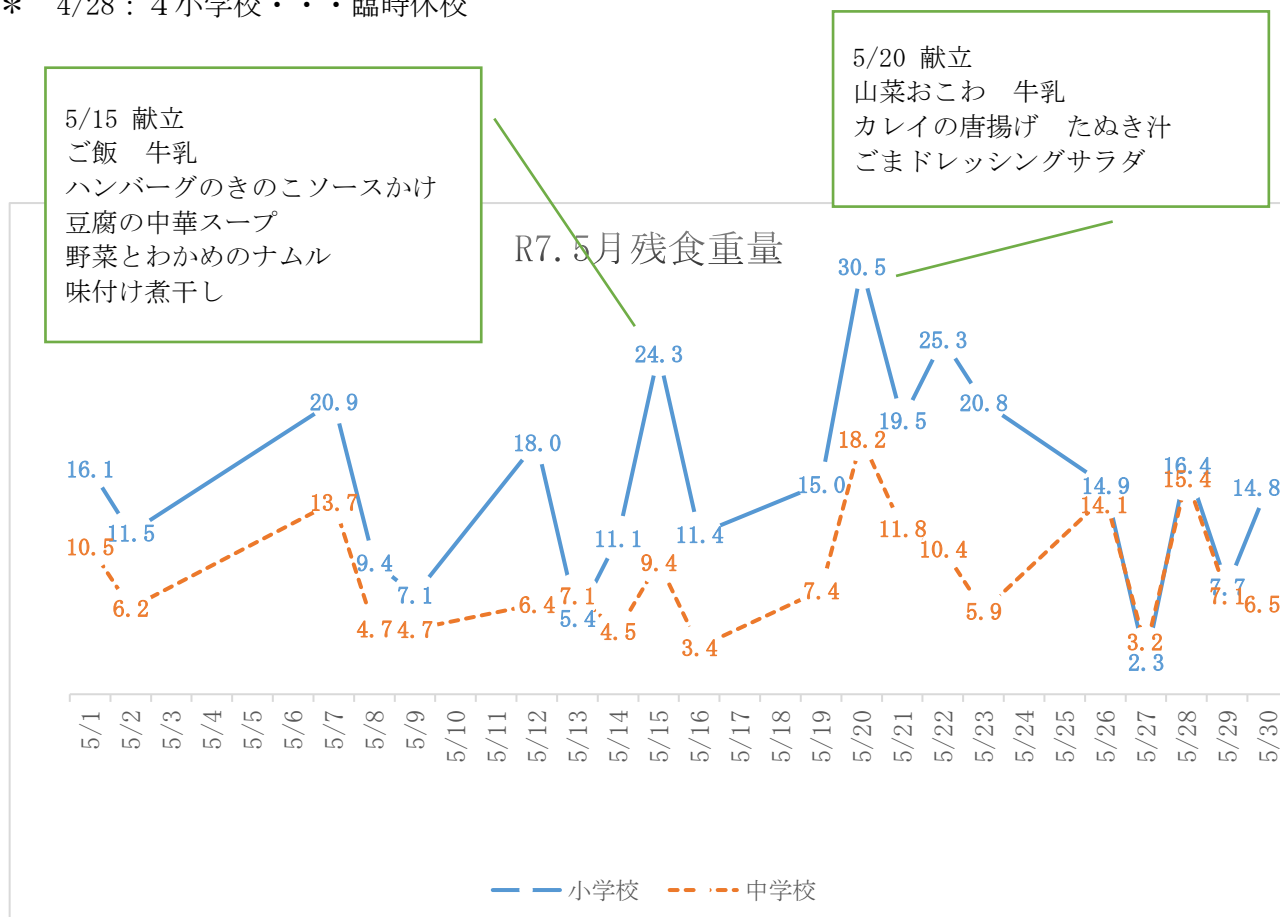
給食センター管理経費	施設修繕料	当初	28,000千円
給食センター給食事業経費	設備修繕料	当初	3,500千円
		9月補正	5,500千円
合 計			37,000千円

9,000千円

(2) 残食について



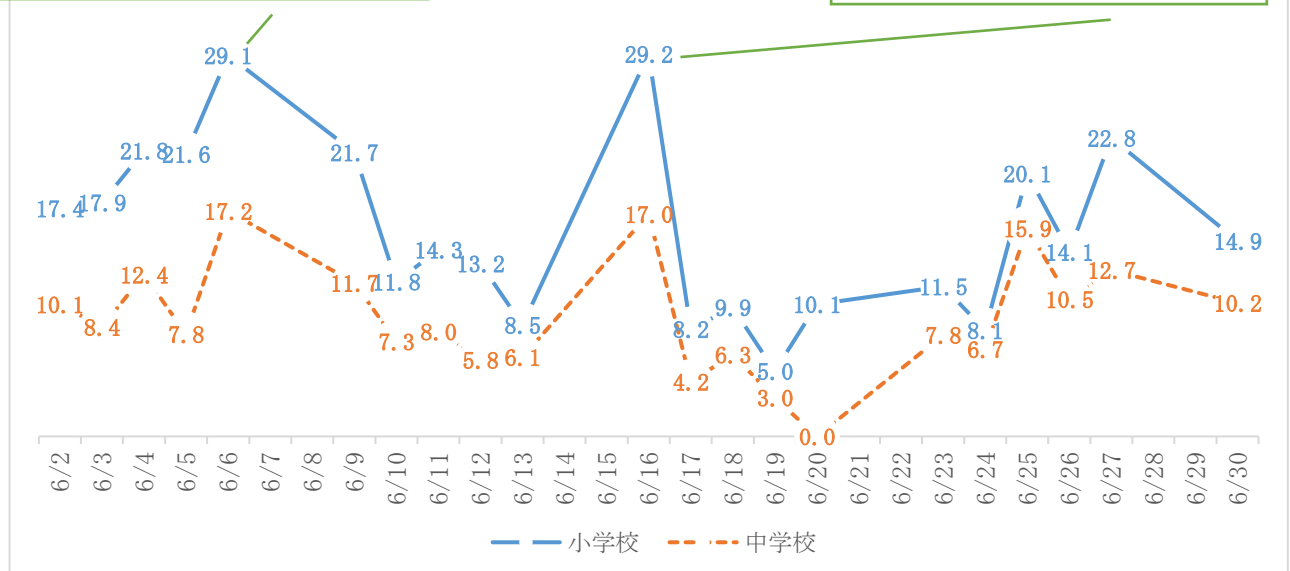
* 4/28：4 小学校・・・臨時休校



6/6 献立
 ご飯 牛乳
 肉だんごのもち米蒸し
 大根のあっさり煮
 小松菜のしめじ和え

6/16 献立
 ご飯 牛乳
 根菜フライの中濃ソースかけ
 越前おろし汁 小松菜の炒め物

R7. 6月残食重量

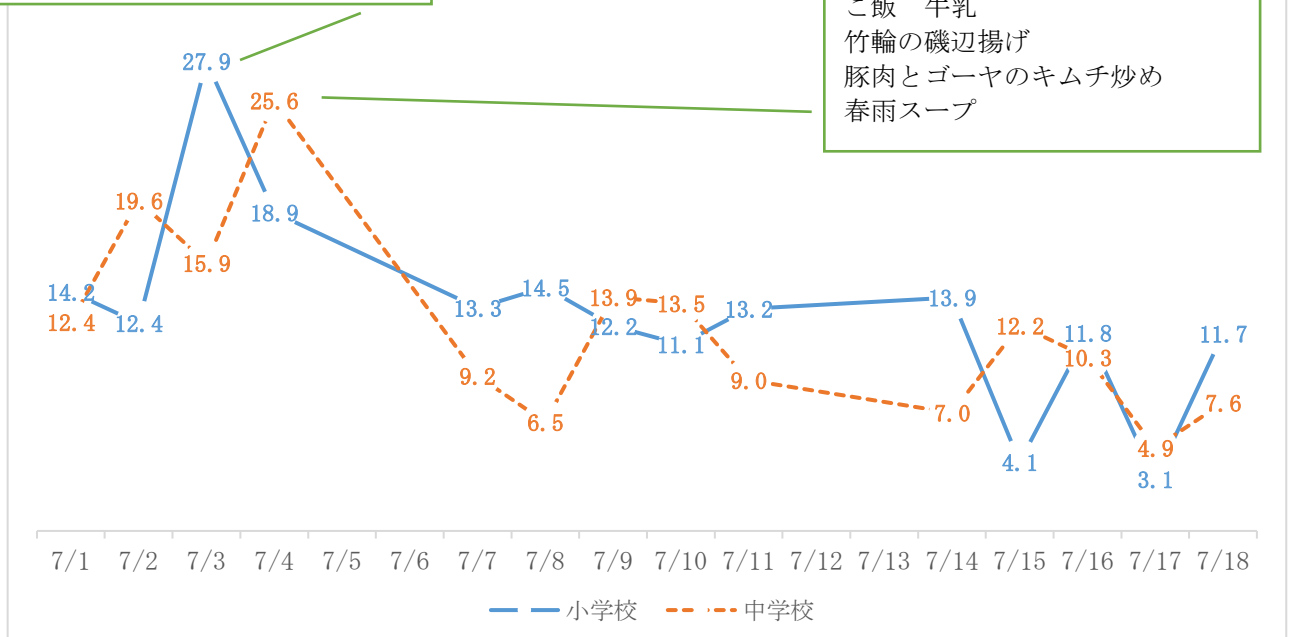


* 6/20：2 中学校・・・地区中体連のため給食停止

7/3 献立
 ご飯 牛乳
 ふく井さんちの厚焼き卵
 牛肉とこんにゃくの炒り煮
 きゅうりの梅和え すいか

7/4 献立
 ご飯 牛乳
 竹輪の磯辺揚げ
 豚肉とゴーヤのキムチ炒め
 春雨スープ

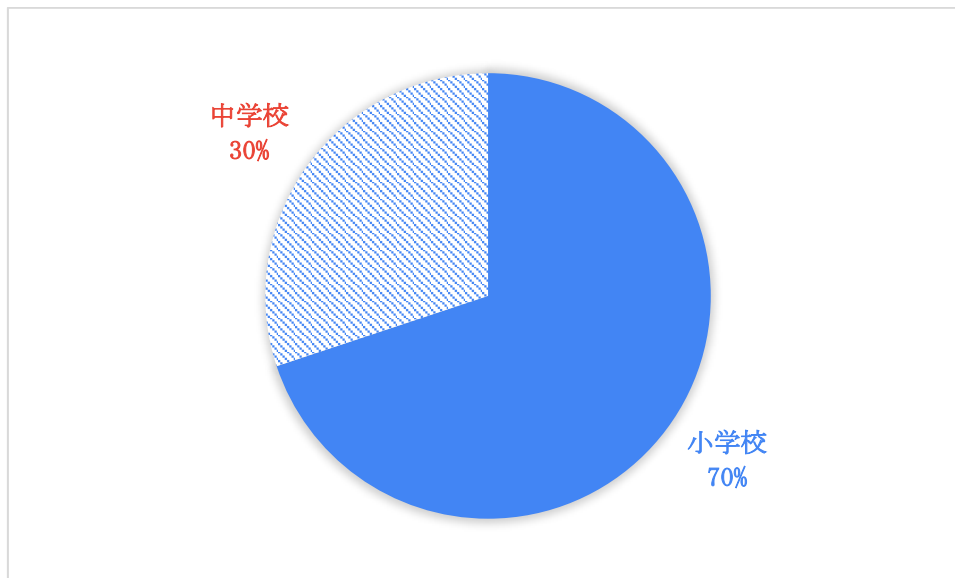
R7. 7月残食重量



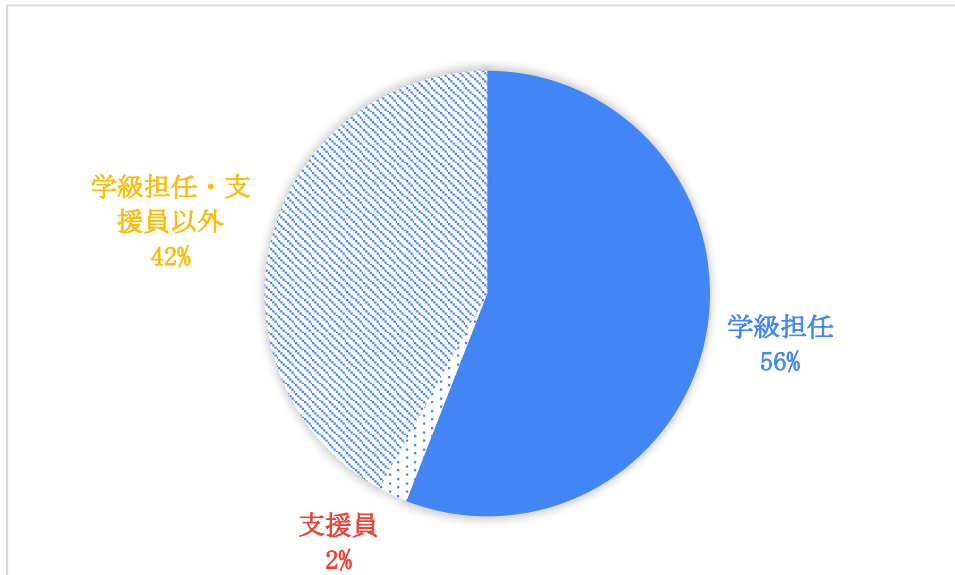
(3) し好等調査アンケート結果報告

回答数：93/201名

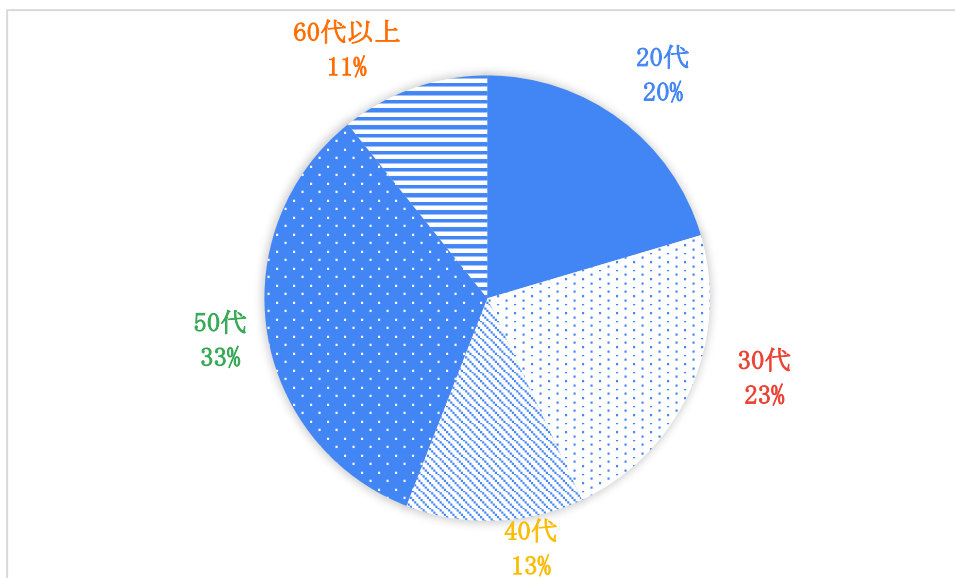
第1問 学校の種別を教えてください。



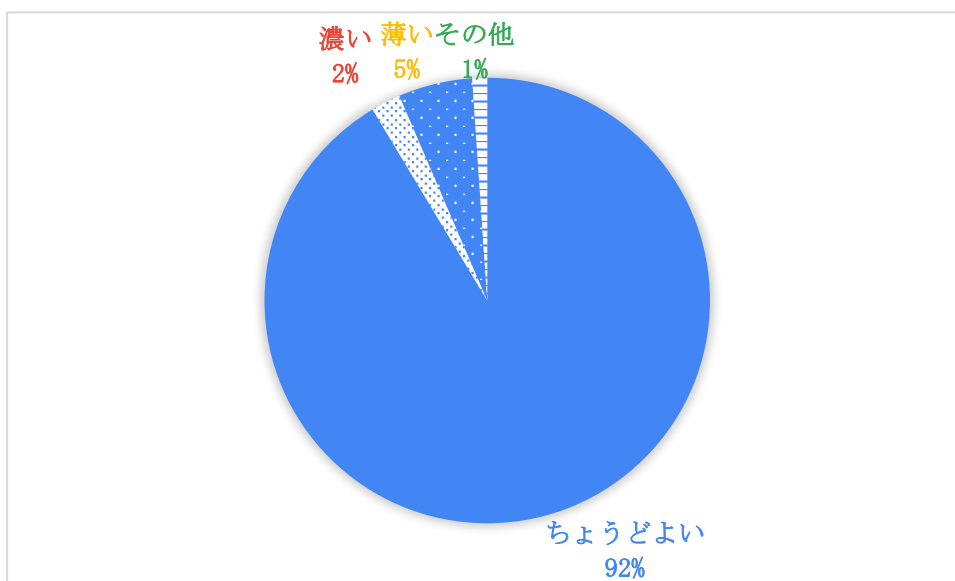
第2問 職名を教えてください。



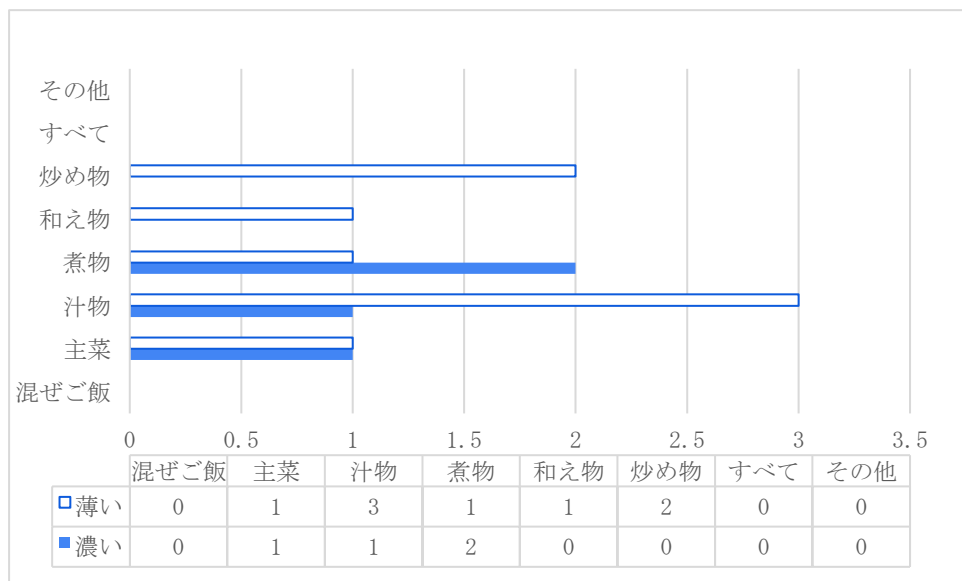
第3問 年代を教えてください。



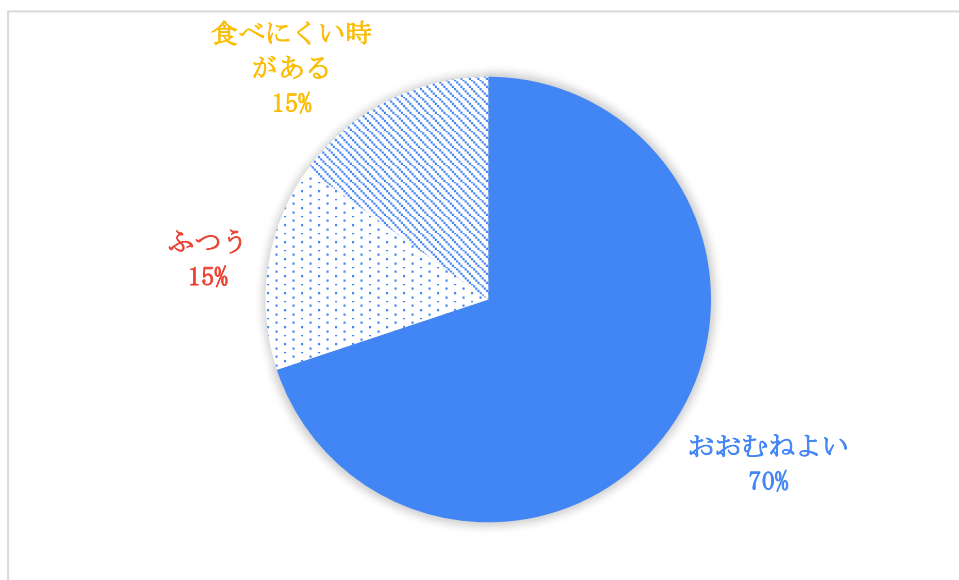
第4問 (1) 学校給食の味付けについて教えてください。



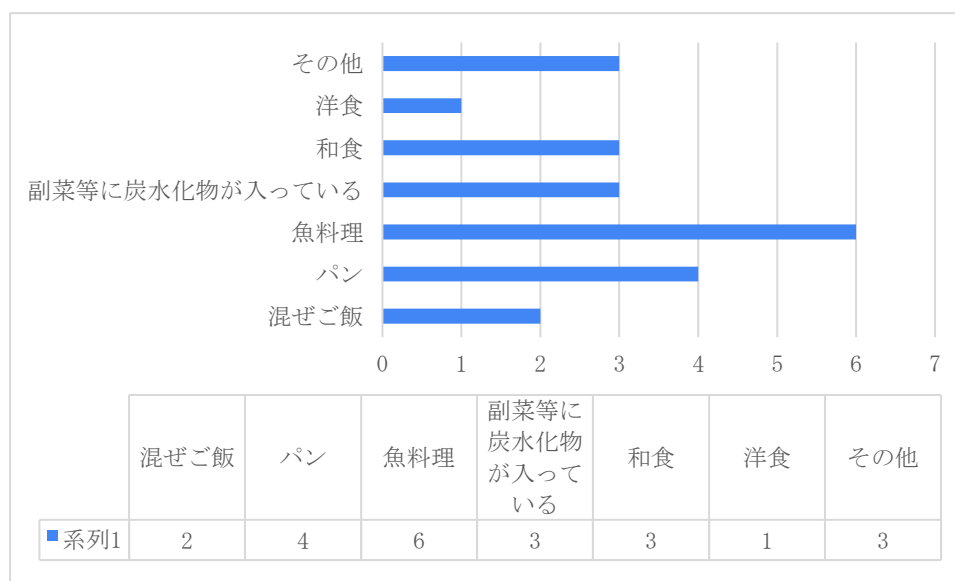
(2) 味付けを「濃い」「薄い」と回答された方にお聞きします。どんな料理の時に「濃い」「薄い」と感じますか？（複数回答可）



第5問 (1) 学校給食の献立の組み合わせについて教えてください。



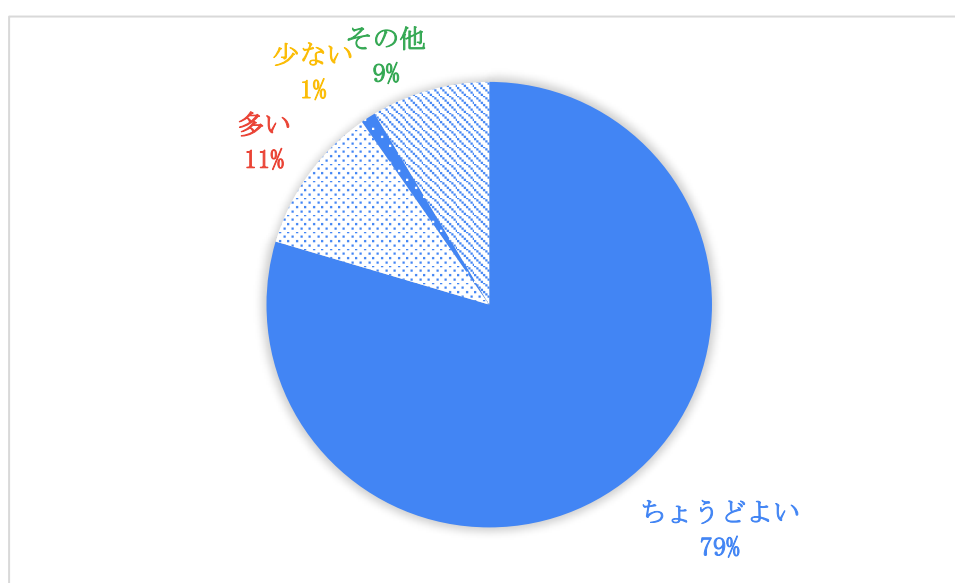
- (2) 学校給食の献立の組み合わせについて「食べにくい時がある」と答えた方にお聞きします。食べにくい時は、どんな献立のときですか？（複数回答可）



その他のご意見

- ◆ 納豆
- ◆ 食材の組み合わせが微妙なとき
- ◆ メインでアメリカンドッグがでてくるなど組み合わせが変なとき

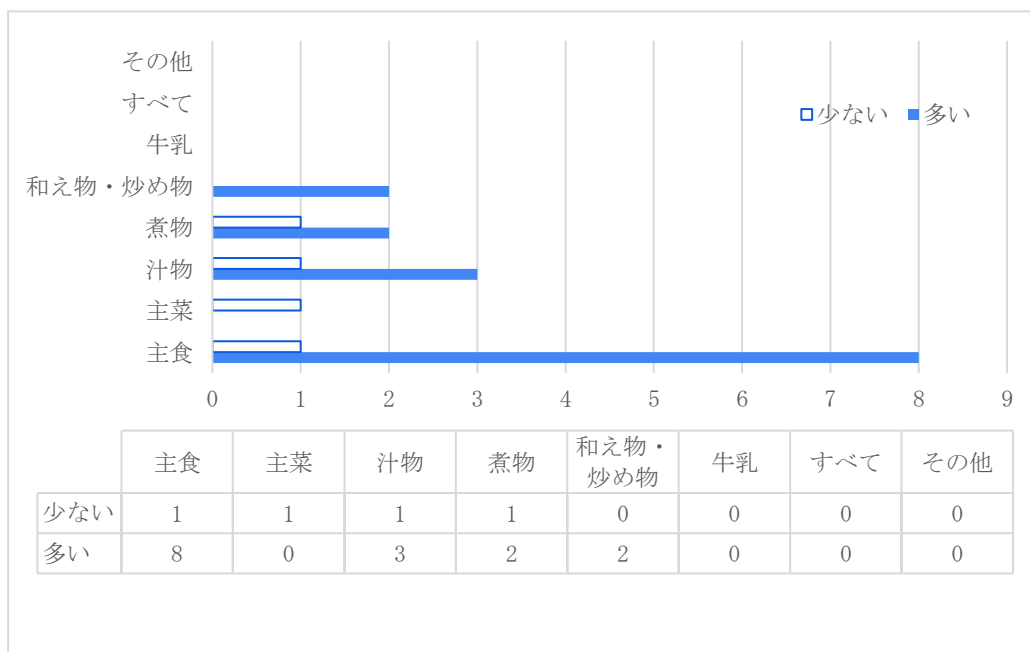
第6問 (1) 学校給食の量



その他のご意見

- ◆ 分からない（評価できない）
- ◆ おかずが少ない時がある、米は十分である
- ◆ 日によって多い日少ない日があるので配膳の生徒が少し戸惑っている。栄養のバランス等があるので仕方ない面もあるかと思います。1人あたりによそう量が毎日そろっていると配膳が楽なのでご検討ください。
- ◆ 日による
- ◆ 明らかに量が少ないと感じる時がある
- ◆ 学年によって、感じ方が変わります。
- ◆ 児童ごとに違うのでなんとも言えない。全体的に多いと感じる日と少なく感じる日がある
- ◆ 高学年にとっては少なく感じる時がある

(2)「多い」「少ない」と感じるのはどの料理か



第7問 学校給食についてご意見・ご要望等がありましたら、ご記入ください。

- ◆ 毎日、安全に調理していただき、感謝している
- ◆ パン給食をなくしてほしい。米を食べる重要性を学校給食で伝えてほしい。給食がパンの日は、3食小麦の児童がいる。(おやつ含む)
- ◆ 他市に比べじゃこの回数が少ないが、あわら市は、大豆や揚げ大豆などがあり、食べづらい
- ◆ おかずにはさつまいもが入っていることが多いが、個人的にはさつまいもは、おかずに向かないと考えている
- ◆ おかずが濃いめの味付けの時にふりかけが出てくる時がある。薄めの味付けの時にだしてほしい
- ◆ 教職員の給食費も無料にしてほしい。

○あわらし学校給食センター運営委員会規則

令和2年2月28日

教育委員会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、あわらし市附属機関設置条例（令和元年あわらし市条例第24号）第3条の規定に基づき、あわらし市学校給食センター運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 教育委員会の委員

(2) あわらし市学校条例（平成16年あわらし市条例第118号。以下「条例」という。）

第2条に規定する小中学校の長

(3) 条例第2条に規定する学校のPTA会員

(4) 市長事務部局の職員

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めた者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(役員)

第4条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、委員会を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となり議事を整理する。
- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。